

令和2年6月

# 甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市



令和2年6月15日 提出

甲斐市長 保 坂 武



## 目 次

議案番号	件 名	ページ
報告第3号	令和元年度甲斐市一般会計継続費繰越計算書の報告の件	1
報告第4号	令和元年度甲斐市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	3
報告第5号	令和元年度甲斐市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件	7
議案第40号	甲斐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件	9
議案第41号	甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件	11
議案第42号	甲斐市税条例の一部改正の件	13
議案第43号	甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件	15
議案第44号	甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件	17
議案第45号	甲斐市介護保険条例の一部改正の件	19
議案第46号	甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正の件	21
議案第47号	令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）	23
議案第48号	令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	29
議案第49号	令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	35
議案第50号	令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）	41
議案第51号	市道路線認定の件	47



報告第3号

**令和元年度甲斐市一般会計継続費繰越計算書の報告の件**

令和元年度甲斐市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定によりこれを報告する。

令和元年度甲斐市継続費繰越計算書

(一般会計)

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費 予算現額			支出済 額及び 支見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国 支 出 金	県 支 出 金	市 債	その他
3	民生費	2 児童福祉費	469,480,000	186,714,000		186,714,000	59,520,000	127,194,000	127,194,000	6,394,000		120,800,000		

報告第4号

**令和元年度甲斐市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件**

令和元年度甲斐市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年度甲斐市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	市有財産維持管理事業	2,090,000	2,090,000			2,090,000		
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと応援寄附金事業	97,000,000	93,000,000					93,000,000
3 民生費	1 社会福祉費	一般管理事業	6,000,000	6,000,000	5,000,000				1,000,000
4 衛生費	2 環境衛生費	バイオマス産業都市推進事業	160,848,000	160,848,000					160,848,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業	35,775,000	35,775,000			27,209,000	6,835,000	1,740,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良区施設改修事業	7,506,000	7,506,000				5,533,000	1,973,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命推進事業	75,500,000	40,234,000			20,629,620	18,600,000	1,004,380
8 土木費	4 都市計画費	都市計画諸費	41,640,000	41,640,000					41,640,000
8 土木費	4 都市計画費	幹線道路整備事業	28,282,000	18,255,716			7,753,358	9,900,000	602,358
9 消防費	1 消防費	消防施設整備費	811,000	811,000					811,000
9 消防費	1 消防費	防災無線施設維持管理費	2,970,000	2,970,000					2,970,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
10 教育費	1 教育総務費	学習系ネットワーク管理費	159,609,000	159,609,000		78,186,000	76,600,000		4,823,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備費	41,976,000	41,976,000		14,131,000	27,800,000		45,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備費	46,992,000	46,992,000		15,820,000	31,100,000		72,000
11 災害復旧費	公共土木施設災害復旧費 2 害復旧費	現年度公共土木施設災害復旧費	4,700,000	3,320,000					3,320,000
合計			711,699,000	661,026,716	5,000,000	136,519,978	191,200,000	18,239,000	310,067,738



報告第5号

**令和元年度甲斐市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件**

令和元年度甲斐市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定によりこれを報告する。

令和元年度甲斐市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行 為 額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	市 債	その他		
4 衛生費	3 清掃費	ごみ収集運搬事業	20,930,800	9,869,200	11,061,600		11,061,600				11,061,600	新型コロナウイルス イノルズ感染症 の影響により 納品に遅れが 生じた為。	

## 甲斐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正の件

甲斐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年甲斐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度について、その任用形態に即した方法により会計年度任用職員が服務の宣誓を行うことができるよう、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市の市長等の給与等に関する条例（平成16年甲斐市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和2年6月1日から同年10月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額  
は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額  
を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲斐市の市長等の給与等に関する条例の規定は、令和2年6月1日から適用する。

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を受けている市民及び市内事業者の状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与について所要の改正を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 甲斐市税条例の一部改正の件

甲斐市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市税条例の一部を改正する条例

(甲斐市税条例の一部改正)

第1条 甲斐市税条例(平成16年甲斐市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第14項中「をいう」の次に「。第16項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

16 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0)とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 甲斐市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属

する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件

甲斐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲斐市国民健康保険条例（平成16年甲斐市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることが

できる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受け取ることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受け取ることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受け取ることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

#### 提案理由

国民健康保険加入者のうち被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は疑われたことにより休業した場合において傷病手当金を支給し、休みやすい環境を整備することで更なる感染拡大を防止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第44号

甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市後期高齢者医療に関する条例（平成20年甲斐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

山梨県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第5号）が令和2年5月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 甲斐市介護保険条例の一部改正の件

甲斐市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市介護保険条例の一部を改正する条例

(甲斐市介護保険条例の一部改正)

第1条 甲斐市介護保険条例(平成16年甲斐市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「39,000円」を「31,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「45,240円」を「43,680円」に改める。

第2条 甲斐市介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

12 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当するこ

と。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 13 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があると認められるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例中第2条の規定による改正後の甲斐市介護保険条例附則第12項及び第13項の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- 2 この条例中第1条の規定による改正後の甲斐市介護保険条例第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

令和元年10月1日からの消費税率改定に伴い、低所得者の経済的負担の緩和を図るため、介護保険料の軽減強化に関する介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、保険料率の規定について所要の改正を行う必要がある。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）を踏まえ、減免の対象要件の適用を拡大し、納期の経過した保険料に係る減免申請を認めるための規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第46号

甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正の件

甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例（平成16年甲斐市条例第132号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保証料の補助に関する特例）

- 3 第7条の規定に係る保証料の補助については、同条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に行われた緊急資金の融資に限り、その4分の3を補助するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第3項の規定は、令和2年5月1日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内小規模企業者の事業継続を支援するため、緊急資金の融資に対する信用保証料の補助割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第47号

令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度甲斐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248,801千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,970,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
13 分担金及び負担金	1 負担金
15 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
16 県支出金	2 県補助金
19 繰入金	1 基金繰入金
21 諸収入	5 雑入
22 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
125,972	△21,852	104,120
125,972	△21,852	104,120
12,119,946	74,384	12,194,330
3,833,252	7,020	3,840,272
8,273,852	67,364	8,341,216
2,027,888	11,336	2,039,224
454,501	11,336	465,837
919,483	1,186,005	2,105,488
919,479	1,186,005	2,105,484
497,987	△52,772	445,215
469,176	△52,772	416,404
2,015,220	51,700	2,066,920
2,015,220	51,700	2,066,920
34,722,115	1,248,801	35,970,916

歳出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	3 清掃費
5 労働費	1 労働諸費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	4 学校給食費
	5 幼稚園費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
220,440	△2,200	218,240
220,440	△2,200	218,240
11,085,306	189,460	11,274,766
10,518,988	189,460	10,708,448
11,311,163	65,488	11,376,651
4,401,115	10,654	4,411,769
5,769,039	54,834	5,823,873
2,579,498	3,710	2,583,208
1,080,211	3,710	1,083,921
35,526	400	35,926
35,526	400	35,926
430,155	30,782	460,937
392,881	29,638	422,519
27,989	1,144	29,133
98,961	838,651	937,612
98,961	838,651	937,612
1,931,404	110,270	2,041,674
196,304	670	196,974
156,758	109,600	266,358
1,023,947	5,511	1,029,458
1,023,947	5,511	1,029,458
2,751,167	6,729	2,757,896
432,225	6,116	438,341
606,038	0	606,038
47,624	613	48,237
34,722,115	1,248,801	35,970,916

第2表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業	3,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直しの政府公営式で借入れられる地方公共団体金融機構資金の見直しについては、当該見直しの利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者と協定するものとする。財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
合併特例事業	879,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直しの政府公営式で借入れられる地方公共団体金融機構資金の見直しについては、当該見直しの利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者と協定するものとする。財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	927,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直しの政府公営式で借入れられる地方公共団体金融機構資金の見直しについては、当該見直しの利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者と協定するものとする。財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。		

令和2年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,875,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 県支出金	1 県補助金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,794,412	3,814	4,798,226
4,794,412	3,814	4,798,226
6,872,014	3,814	6,875,828

歳出

款	項
2 保険給付費	6 傷病手当金
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,715,621	3,814	4,719,435
0	3,814	3,814
6,872,014	3,814	6,875,828



令和2年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ854,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
211,817	594	212,411
211,817	594	212,411
853,956	594	854,550

歳 出

款	項
1 総務費	2 徴収費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
36,962	594	37,556
2,657	594	3,251
853,956	594	854,550



議案第50号

令和2年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,751,899千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
8 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
728,987	700	729,687
728,986	700	729,686
4,751,199	700	4,751,899

歳出

款	項
1 総務費	2 徴收費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
184,615	700	185,315
7,248	700	7,948
4,751,199	700	4,751,899



議案第51号

市道路線認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地	備 考		
					延 長	幅 員	摘 要
340	曾利 宅造9号線	団子新居字曾利 419番6地先から 団子新居字曾利 419番10地先まで			67.5m	6.0m～10.5m	
341	着物沢 宅造4号線	龍地字着物沢 4708番6地先から 龍地字着物沢 4749番1地先まで			52.4m	6.1m～12.8m	
342	金剛地 宅造1号線	宇津谷字金剛地 4924番6地先から 宇津谷字金剛地 4924番5地先まで			30.0m	5.0m～9.1m	
1562	御証作 宅造5号線	中下条字御証作 1418番1地先から 中下条字御証作 1413番1地先まで			59.0m	6.0m～10.4m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



令和2年6月

# 甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市

合 聯 會 報 告

甲 五 市 附 市 聯 會 報 告

甲 五 市 附 市 聯 會 報 告

令和2年6月15日 提出

甲斐市長 保 坂 武

1954年10月

1954年10月

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第52号	甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件	1



## 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件

甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲斐市国民健康保険税条例(平成16年甲斐市条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免)

- 23 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている国民健康保険税(被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以降に定められているものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。
- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの
    - ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
    - イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下
    - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
- 24 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない。ただし」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これによ

り難い事情があると認められるときは、別に申請期限を定めることができるものとし」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第23項及び次項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について（令和2年5月1日保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）の通知に伴い、国民健康保険税の減免制度について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



